

公正・透明な職場づくり推進要綱の一部改正の概要

1 改正理由

公益通報者保護法の改正が令和4年6月1日付けで施行され、併せて改正後の同法第11条第4項に基づき「公益通報者保護法に基づく指針」（以下「指針」という。）が示されている。

同法の改正により、①公益通報者として保護される者の範囲を拡大すること、②公益通報対応業務従事者を定めること、また指針では、公益通報対応業務の実施に関する措置として③是正措置後に当該措置が適切に機能していない場合に改めて改善措置を講じることが求められた。

併せて、指針は、「この指針において求められる事項について、内部規程において定め、また、当該規程の定めに従って運用する」としている。

これらに対応するため、本県では、公正・透明な職場づくり推進要綱（以下「要綱」という。）を改正する必要がある。

2 改正の内容

要綱第2条、第3条及び第11条を別添のとおり改正する。

【参考】

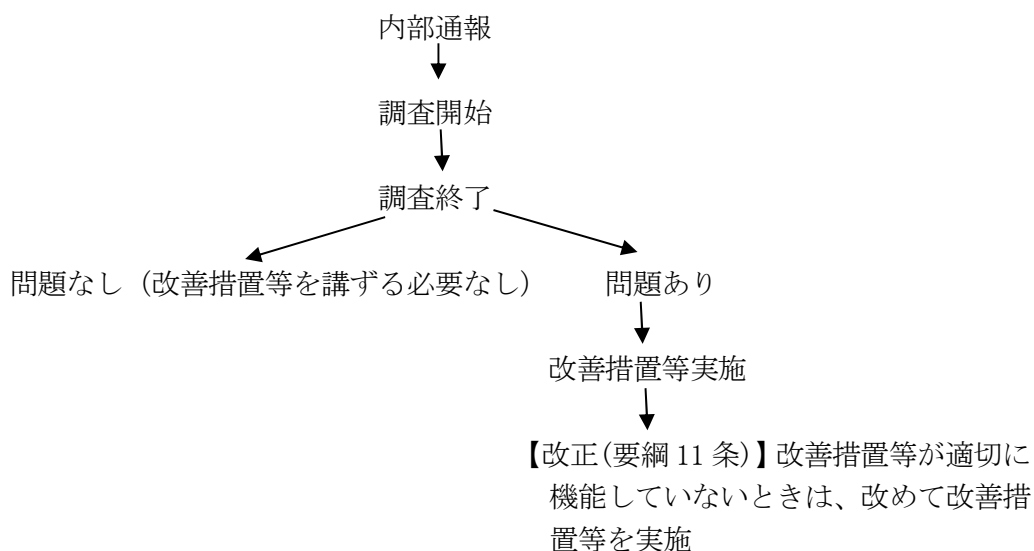
①公益通報者として保護される者の範囲を拡大すること

- ・内部通報の日前1年以内に任命権者を労務の提供先とする労働者であった者等を追加。

②公益通報対応業務従事者を定めること

- ・総務局総務室に設置する公正・透明窓口は、総務局長以下とする。
- ・教育局行政部行政課に設置する公正・透明窓口は、教育局行政部長以下とする。

③是正措置後に当該措置が適切に機能していない場合に改めて改善措置を講じること



3 施行日

令和4年6月2日から施行し、令和4年6月1日から適用する。

「公正・透明な職場づくり推進要綱」新旧対照表

新	旧
<p>第2条 (略)</p> <p>2 条例第6条第2項第5号の知事が定めるものは、次に掲げる者とする。</p> <p>(1) <u>当該内部通報の日前1年以内に同項第2号から第4号までに定める者であったもの</u></p> <p>(2) <u>同項第2号に掲げる者を使用している事業者、同項第3号に掲げる指定管理者及び同項第4号に掲げる県の事務又は事業の委託を受けた者の役員（公益通報者保護法（平成16年法律第122号）第2条第1項に規定する役員をいい、県の事業に従事する場合におけるその役員に限る。）</u></p> <p>(3) <u>民間企業等に勤務する者で、当該企業等が県との間で締結した協定に基づき、県において研修を受けているもの</u></p> <p>第3条 内部通報及び相談等に係る事務を処理するため、総務局総務室及び教育局行政部行政課に公正・透明な職場づくり相談窓口（以下「公正・透明窓口」という。）を設置する。</p> <p>2 <u>公正・透明窓口で内部通報及び相談等に従事する職員は、総務局総務室に設置する公正・透明窓口にあつては総務局長、総務局総務室長、総務局総務室室長代理（不祥事防止対策担当）及び総務局総務室不祥事防止対策グループに配置された職員（総務局総務室長が指定した職員に限る。）とし、教育局行政部行政課に設置する公正・透明窓口にあつては教育局行政部長、教育局行政部行政課長、教育局行政部行政課副課長及び教育局行政部行政課行政グループに配置された職員（教育局行政部長が指定した職員に限る。）とする。</u></p> <p>第11条 知事又は教育長は、調査結果について前条第3項又は第4項に基づく報告を受けた場合は、同条第2項又は第4項の意見又は助言を踏まえ、次項に掲げる場合を除くほか、必要に応じて、是正措置、再発防止策等の改善措置（以下「改善措置等」という。）を講ずるものとする。<u>この場合において、講じた改善措置等が適切に機能していないことが判明したときは、改めて改善措置等を講ずるものとする。</u></p> <p>2 知事又は教育長は、前条第2項又は第4項の意見又は助言が、他の任命権者に関するものであるときは、当該任命権者に必要な改善措置等を講ずるよう要請するものとする。</p> <p>3 前項の規定により要請を受けた任命権者は、必要な改善措置等を講じ、その結果を知事又は教育長に報告しなければならない。<u>この場合において、知事又は教育長に報告した後に、講じた改善措置等が適切に機能していないことが判明したときは、改めて改善措置等を講ずるものとし、その結果を知事又は教育長に報告しなければならない。</u></p> <p>附 則 この要綱は、令和4年6月2日から施行し、令和4年6月1日から適用する。</p>	<p>第2条 (略)</p> <p>2 条例第6条第2項第5号の知事が定めるものは、民間企業等に勤務する者で、当該企業等が県との間で締結した協定に基づき、県において研修を受けているものとする。</p> <p>第3条 内部通報及び相談等に係る事務を処理するため、総務局総務室及び教育局行政部行政課に公正・透明な職場づくり相談窓口（以下「公正・透明窓口」という。）を設置する。 (新設)</p> <p>第11条 知事又は教育長は、調査結果について前条第3項又は第4項に基づく報告を受けた場合は、同条第2項又は第4項の意見又は助言を踏まえ、次項に掲げる場合を除くほか、必要に応じて、是正措置、再発防止策等の改善措置（以下「改善措置等」という。）を講ずるものとする。</p> <p>2 知事又は教育長は、前条第2項又は第4項の意見又は助言が、他の任命権者に関するものであるときは、当該任命権者に必要な改善措置等を講ずるよう要請するものとする。</p> <p>3 前項の規定により要請を受けた任命権者は、必要な改善措置等を講じ、その結果を知事又は教育長に報告しなければならない。</p>